

草津市議会基本条例の取組状況の検証

【対象期間：令和7年12月23日から令和8年9月16日まで】

第3章 市民に開かれた議会

第5条（市民への情報公開および情報発信）

条 文	議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取組を進めるものとする。 2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。 3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。
これまでの取組状況	ホームページや市議会だより、えふえむ草津の番組出演、各定例会の案内ポスターの庁内掲示、市公式LINEでのプッシュ通知（定例会等の会議日程）など、さまざまな媒体を活用して情報を公開し、市民への情報発信に努めました。
今後の課題等	さまざまな媒体を活用して情報公開および発信に努めており、前期に実施した議会だよりの読者アンケートの結果では、市民が委員会での審査過程について関心を持っていることが読み取れました。これを受け、今期は委員会での審査過程をより詳細に伝える手法として、委員会中継（録画映像配信含む）の運用を調査項目に挙げましたが、他の調査項目との兼ね合いで調査を実施するには至りませんでした。 次期においては、委員会中継の需要や費用対効果などを踏まえ、慎重に検討する必要があります。

第6条（多様な市民参加および市民との連携）

条 文	議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。 2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。 3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。
これまでの取組状況	多様な市民参加を図る機会の一つとして、令和4年から開催してきた「高校生と市議会議員との意見交換会」について、前期の課題として、広聴から政策の立案や提言に至っていないことが挙げられており、広聴の手法を検討する前に政策の立案や提言を行うまでのプロセスについて、改めて共通理解を図る必要があるとまとめられていました。この点を踏まえ、開催の有無を検討した結果、広報広聴に重点をおく形式での開催を決定しました。 しかしながら、各高等学校への日程調整の結果、全校が揃って開催できる日程が確保できなかったため、令和8年の開催は見送ることとしました。
今後の課題等	取組状況に記載のとおり、令和8年の意見交換会開催を見送った結果を各高等学校に報告する際、今後の意見交換会のあり方について、広報広聴委員会がヒアリングを行いました。その結果、各高等学校からは開催に対して前向きなご意見を多数いただきました。これらの声を踏まえ、令和9年は検討する必要があります。

第7条（広報広聴機能の充実）

条 文	議会は、市民に開かれた議会を実現するため、市政全般にわたって自由に情報および意見を交換する機会を設け、積極的な広報および広聴に努めるものとする。
これまでの取組状況	第5条の取組状況に記載のとおり、さまざまな媒体を活用して広報活動を行い、時代に即した柔軟な手法により積極的な広報活動に努めました。
今後の課題等	広報活動においては、さまざまな媒体を活用して情報公開および発信に努めているものの、第5条に記載のとおり、審査過程を十分に伝える手法として委員会中継の運用をはじめとする方法の検討が必要です。 広聴活動においては、第6条に記載のとおり、広聴のあり方を検討するとともに、「高校生と市議会議員との意見交換会」の機会に限らず、議員活動として日常的に幅広い世代の意見の傾聴に努め、これらの意見を基に、第4章の政策の立案および提言を行う議会の実現に向けて取り組むことが求められます。

第4章 政策の立案および提言を行う議会

第8条（討議する議会）

条 文	議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。
これまでの取組状況	常任委員会の所管事務の調査にあたっては、委員間討議を中心とした委員会運営を実施しました。
今後の課題等	委員間討議の充実を図るためには、委員会開催時に机上の空論で終わらせるのではなく、議案や調査事項について事前に十分な理解・熟知・研鑽を重ねた上で、論点を明確にした委員会運営に努める必要があります。そのため、議員個々の研鑽を求めるとともに、議会全体としても定期的な研修を実施し、日常の議員活動で実践を重ね、議会全体の討議力向上に努める必要があります。

第9条（政策立案および政策提言）

条 文	議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。 2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。
これまでの取組状況	前期の課題として、政策立案および政策提言の枠組みは整備されているものの、合意形成に必要な認識や準備力が不足していること、またこれらに対する議員間の理解にばらつきがあるため、政策立案や提言のプロセスの共通理解を深める必要があるとまとめられていました。この点を踏まえ、政策立案や提言のフローを作成し、共通理解の深化を図りました。
今後の課題等	今期に作成した政策立案や提言のフローは、議会運営の根幹となすものであることから、全議員が共通認識を持つ必要があります。 また、従来と同様に課題解決に向けた政策形成能力の向上が不可欠であり、論点を明確にし、議員間の討議を中心とした委員会運営に努める必要があります。

第10条（専門的知見の活用）

条 文	議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。 2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

第11条（政策討論）

条 文	議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。
これまでの取組状況	第9条の取組状況に記載のとおり、政策立案や提言のフロー作成の過程で、政策討論会の性質や実現性を考慮し、常任委員会の所管事務の調査の延長に政策討論会を設けるよう、政策討論会実施要領の見直しを行いました。
今後の課題等	政策立案や提言を行うため、議員間で討論を行い、議会内での共通認識や合意形成を図ることを目的として、平成28年10月に「政策討論会」という枠組みを設けました。しかし、これまでに開催実績はありません。 取組状況に記載のとおり、政策討論会実施要領の見直しを行ったことから、常任委員会の所管事務の調査の充実が一層求められます。

第5章 行政の監視および評価を行う議会

第12条（監視機能および審査機能の強化）

条 文	議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。 3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	前々期には、予算審査や決算審査の効率化および質疑の質の向上を目的に、各常任委員会で事前に質問事項を調整する機会を設けました。前期も同様の機会がありましたが、今期は設けていません。また、前期には、議員質問対応調書の結果を基に検証や議会活動への活用、議員による動向の注視が課題としてまとめられましたが、その内容は不明確でした。したがって、質問事項を調整する機会の未設置、議員質問対応調書に基づく検証や動向の注視の双方について、引き続き見直しが求められます。 さらに、議会の監視機能および審査機能の強化を図るため、平成30年4月1日に施行された地方自治法の一部改正（議選監査委員の義務付けの緩和）を踏まえ、本市議会ではこれまで議論がなされていないため、議選監査委員の運用についても議論する必要があります。

第13条（反問権および反論権）

条 文	本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。 2 本会議および委員会において、市長等は、議員の発言および議員または委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長または委員長の許可を得て、反論することができる。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

第14条（重要政策等における論点に関する情報の提供）

条 文	議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。 (1) 重要政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の機会の有無およびその内容 (4) 草津市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用 2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。
これまでの取組状況	審議に必要な情報の提供を求め、議論を行いました。
今後の課題等	引き続き、必要な情報の提供を求め、執行部への質疑に留まることなく、討議する議会を推進するために論点および争点を明らかにしていく必要があります。

第15条（議決事件）

条 文	法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。 2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

第16条（評価機能の強化）

条 文	議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。
これまでの取組状況	予算は全員、決算は23人で審査を行い、総務・文教厚生・産業建設常任委員会別に所管事項を優先的に審査する手法とすることで、審査の充実を図りました。
今後の課題等	第12条の今後の課題等に記載のとおり、必要に応じて、各常任委員会で事前に質問事項の調整を行い、効率的かつ効果的な委員会運営を図るとともに、第14条の今後の課題等に記載のとおり、執行部への質疑に留まることなく、討議する議会を推進する必要があります。

第6章 議会の機能向上

第17条（議会改革の推進）

条 文	議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めたときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。
これまでの取組状況	第9条の取組状況に記載のとおり、政策立案や提言のフロー作成の過程で「閉会中においても、突発事件に迅速に対応できるよう、委員会の機動的な活動体制を確保する必要がある」という課題が挙げられました。この課題の解決策として通年議会の運用や臨時会の招集請求が検討され、その検討に先立ち、突発事件に対する共通認識の醸成に努めました。
今後の課題等	取組状況に記載している突発事件に対する共通認識の醸成に努めたものの、「突発事件の基準」や、委員会開催の結果に「何を求めるのか」が明確にされていません。したがって、通年議会等の手法を議論する前に、まずこれらの基準と求める結果に関する共通認識を明確にする必要があります。また、BYODの完全導入に向けては、令和9年9月の草津市議会議員選挙以降を目標としており、その実現に向けて課題の整理や対応策の検討が求められるとともに、草津市情報セキュリティポリシーとの整合性を図る必要があります。

第18条（議会の調査研究体制の充実および強化）

条 文	議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。 3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	（現在、記載すべき内容はありません。）

第7章 議員定数および議員報酬

第19条（議員定数）

条 文	議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を注視して、必要に応じて検討を行っていくことが重要で

第20条（議員報酬）

条 文	議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を注視して、必要に応じて検討を行っていくことが重要で